

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第10回）議事概要

1 日時

1月25日（水）午前9時30分から正午まで

2 場所

札幌高等・地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）児玉真史，鹿内啓子，高崎 暢，高見 進，都築 弘，中島行博，橋本邦江，
向江隆文，山本順子，吉村 正（敬称略）

（庶務）井川雅寛，菅野福道

（説明者）地裁事務局長吉田 修，民事首席書記官廣瀬俊彰，刑事首席書記官早川 登，

4 議事等

(1) 新委員の自己紹介

札幌地裁所長として着任した都築委員から自己紹介があった。

（以下，発言者は，■：委員長（代理），○：委員，△：庶務 と表示）

(2) 委員長の互選

新所長の都築委員が前所長の残任期中，委員長の職にあるのか，それとも，所長の
転任により委員長が欠けたものとして，改めて選挙するのかについて，挙手の結果，
前者の見解が多数を占め，都築委員が委員長として選任された。

○ 先ほどの挙手の関係であるが，所長を職指定として委員長として選ぶんだという
ことを確認されたのか，そういう趣旨ではないのか確認したい。

■ 今の問題は必ずしも確定したものではないのではないかと思っているが。

○ 単に都築所長が在任期間の委員長となることだけを決めただけである。それ以外
のことを拘束する趣旨ではない。

(3) その他

ア 高崎委員から，1月21日に「かでる2.7」において，札幌弁護士会主催で裁
判員制度模擬裁判「Let's TRY 裁判員」が開催されたことの説明があった。

イ 中島委員から，1月22日に「かでる2.7」において，法務省及び検察庁主催
の裁判員制度に係るシンポジウムが開催されたことの説明があった。

各委員からは，次のとおり意見があった。

○ 市民は，どこまで自分の意見を反映できるかということにこだわっていくと思
うので，評議というディスカッションはとても重要である。実際にやって，どう

だったのかという体験談を法曹三者から生の声として出していただければ、よりよいものができると思う。

- 1月21日の模擬裁判を見た感想であるが、裁判長は、裁判員の意見をかなり引き出そうと非常にていねいにされているということは分かったが、時間をかけないということが一つの要素であれば、ていねいにすることと時間をかけるということが、どちらにも重きを置かなければならないとは思いますが、その辺の配分が実際の裁判では苦勞するのではないかと思った。

また、時間がないということで、裁判員から意見を引き出すために裁判長から誘導をされていくということもあり得るのかなと思った。

- 国民の7割の方が裁判員になりたくない理由として、やはり判断が難しいとか、人を裁くということの難しさがある。しかし、実際にやってみると、多くの人と意見交換し、色々話していく中でやっていけるのではと裁判員を体験した記者は感じたのではないかと思う。

ウ 庶務から、1月23日に当別町において「裁判員制度出張講座 in 当別」を、当別町及び裁判所の共催で開催し、40人程度の参加を得たことの説明があった。

エ 今後の広報の在り方等について

- 裁判員制度に興味を持ってもらえない方々をどのような形で向いてもらうかということが今後大事になると思っている。御理解をいただくため、分かりやすいキャッチフレーズとして「草の根広報」、「サポーター」、「良質な司法サービス」等を使い、イメージから入ることも大事だと考えている。

- 学生は、実際のところ社会人としての役割意識が薄いので、大学としてお願いしたときには、出張講座のようなものをしていただけるのか。

△ 12月に夕張高校で裁判官を派遣し、3年生80人程度を対象にして出張模擬裁判を実施した。若い人の感性、能力の高さを感じた。学校や自治体の協力があると広報効果は高くなると思う。依頼があれば喜んで応じたい。

- 検察庁でも「草の根広報」をキャッチフレーズとして裁判員広報を行っている。検察官を含めた全職員に対し、「広報官であれ。」と話している。具体的には、学校などに検察官を派遣して出前講義や模擬裁判を行っているので、利用していただきたい。

- 以前にも話しているが、地方に出るとき、裁判所OBを司法ボランティアとして活用されるのも一方法かと思う。

- 北海道民には進取の気性がある。出前講座などの啓発活動で浸透させていくことにより、全国の範になるのではないかと思う。

あと、建築とか訴訟とかの専門性のある問題に対する裁判所の対応を、今後検討していく必要があると思う。

- プレゼンテーション能力の向上は非常に大切と考えている。検察官会議を年に2回程度開催しているが、その機会にNHKのアナウンサーの方から話し方について、具体的には、結論を早く言いなさいとか、簡潔に言いなさいとか、体験的に教えていただいた。言葉というのは正確に伝えることが非常に難しいとわかり、非常に参考になった。

本当に、体験しないと意識改革はなかなかできないと感じている。

- 裁判員制度を成功させるためには、180度意識改革が必要である。法曹三者にとって簡便で通じ合う言葉が一般市民の方には通じない。この見直しを行っていく必要がある。日弁連では、易しい法廷用語を研究しているし、NHKのアナウンサーを講師に招いて研修を行っている。研修ビデオも作成した。

また、法教育の観点から、札幌弁護士会では、法律的な知識や考え方の力を付けさせるため、中高生を対象とした講義を行っているところである。

- 今後は、正確性よりも分かりやすさということが重要になっていく感じがする。
- 今のような苦労話とか、逆に困っていることを話してもらうことが重要であり、視聴者も引きつけることができる。分かりやすく教えるというよりも、「困っています。聴いてくださいよ。」という視点があることにより、裁判所、検察庁、弁護士の顔が見えてきて、人間味を感じて、ついていくということもある。そういう逆に困っていますというような広報もあればいいなと思う。本当に引きつけられるのは、驚きとか何をするんだろうという期待感であり、これに応えられるようになればよい。制度改革が進んでいると思うが、今、どこでどう進んでいるのかが分からないところもある。それを、驚きとともに出していただく方法はないのかなと思っている。
- テレビでも新聞でも、ニュースになるときにPR効果が大きい情報を探すことになる。担当者が出てきて、制度がああだこうだと説明しても読者の方がなかなか入ってこない。そうではなく、例えば、我々が連載企画をするときに、エピソードを探してこいとよく言う。先ほどの、検察官の方がNHKから習っている場面というのは、すごく必要な要素となる。これによって、読者は苦労しているんだということが分かり、引きつけられ、その話に入っていくこととなる。そういう話を書いている中で、当然裁判員制度の説明も入ってくる。制度やパンフレットを使って説明するだけより、内部の会議とかを見せて、一生懸命にやっているということを見せて素材として提供をしていただければたいへんありがたいと思

う。

- 市民講座で裁判員裁判の模擬裁判を行ったとき、分かりやすい用語、分かりやすい訴訟活動を心がけたが、裁判員の方々には分かっていたいていないのではないかと感じた。例えば、論告で、こういう証拠があるからこうなると分かりやすく説明をしているのに、それが評議に入って活かされているかということ、そうではない。伝わっていない。また、評議の進め方として、実演をしてみると事実が分かって意見が変わってくることもある、

これまで、裁判官はあまり表に出ていけないと言われていた。それはそうであるが、実際、自由に意見を出し合った結果どうなるかということ、何がなんだか分からなくなってしまう。その中で、きちきちと、まわりから見ててもああそうなんだと言われるようになることが必要だと思う。

- 私も市民講座を拝見させていただいたが、被告人役の方はとても優しそうな顔をしていた。受講者に有罪か無罪かと問われていたとき、私は隣に座っておられた方から「そんなことをやるはずがない。」と言われてびっくりしたことがあった。私は有罪に手を上げたが、「あなた、そう思うんですか。」とも言われた。

女性というのは外見から入ってくるというようなこともある、一般の市民の方々が裁判員として参加したとき、そういうことだってあるんだということを承知しておいていただきたいと思う。

- 1月21日の模擬評議の際にも、被告人役を弁護士が担当したが「ネクタイをしてないからやったんじゃないか。」との意見も出ていたそうである。また、論告弁論を全く無視して評議が行われたところもあったようである。
- 市民にとって、裁判の進め方よりも自分の意見が通らないことが本当の心配である。ここが落とし穴である。出発点は市民にとっては推理小説とかで、こんなケースがあるとかということはあるが、かえって、これが混乱を来すことにもなる。そのあたりが整理されないと、市民が参加する意義がなくなる。
- 検察官も意識改革して分かりやすくやろうとしている。うまくやろうとしてパワーポイントとかも使っているが、自分たちがやっているんだから、うまくいっているはずだという表面的な上滑りになっているんじゃないかと思っている。

重要なのは、終わった後に裁判員や傍聴されていた方に、かなり詳しく「審理はどうでしたか。」と聞いて、本当に参考にしなければならないと思っているが、裁判員になっていただいた後、さらに、時間を取って感想を聞かせていただけてますかというのは、なかなか言いにくい。本当は、その作業が今後我々にとって重要になっていくものと思う。これをクリアすると、いい裁判ができるのではない

かと思う。

- 地裁委員会通信の「ライラック」には、工夫の余地がある。読むに苦しい。例えば、模擬裁判に参加した裁判官の感想を載せるとか、とにかく、読みたくなるような情報発信を、例えば、裁判官にオブザーバーとして次回の委員会に参加していただき、話を聞かせてもらうようなことも計画してみてもよいのでは。

オ 次回委員会の議題について

- これまで2年間やってきたことをこれからどう活かすのか、どうしたらいいかということ、総括という大げさなものになるかどうかは別として、共通認識を持てたらいいと思う。
- 地裁委員会の目的からいうと、裁判員制度ができたこともあるが、動きが分かるようなテーマがよろしいと思う。
- 地裁委員会は公の集まりであり、2年間の任期の中で何かやったという結果がないと、単に言いつばなしということになってしまう。市民の立場と裁判所の間をつなぐというか、風通しをよくして市民にとって利用しやすい裁判所とするのが、我々の役目だと思っている。
- ライラックに話題性のあるエピソードを盛り込んでいくとよいと思う。
- とにかく裁判員制度を成功させるため、制度を理解してもらわなければならないと思っている。そのため、もっと小さいところ、学校などに出前講座みたいな者を増やして知ってもらうことを考えていきたい。
- 司法制度改革の流れの中で、検察庁も含めて変わっていかうとする意識はあると思う。自分たちのやっていること以外で利用者の立場からこうやった方がよいのではないかという意見を拾い上げるような議論をできればよいと思っている。ただ、どのように拾い上げるかは大きな課題ではある。
- 現在は、「顔」を見せて、宣伝して、いろいろな意見をもらう時代である。地裁委員会も、市民の意見を裁判所に伝えるということをしてしているとPRして、市民が直接裁判所に言うチャンネルのほかに、地裁委員会と言うところを通じて、ワンクッション置いて、ここで議論して裁判所に伝えるという方法もある。
予算の制約もあるだろうが、委員会が開かれていますということアピールして、本来の役割を果たせるようにしていければよいと思っている。

5 次回の予定について

平成18年4月25日午後1時30分から大会議室において開催する（テーマは、次回期日までの間に検討の上、決定することとなった。）。